

# ふれあい横浜居宅介護支援センター運営規定

## (事業の目的)

第1条 医療法人回生会（以下「運営法人」という）が開設するふれあい横浜居宅介護支援センター（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ふれあい横浜居宅介護支援センター
- (2) 所在地 横浜市中区万代町2-3-3

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼主任介護支援専門員）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたる。
- (2) 介護支援専門員 3名（常勤専従職員2名、常勤兼任職員1名）  
介護支援専門員は、第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 担当件数 介護支援専門員1人（常勤換算）あたり35件を標準とし、39件を上限とする。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の休日及び12/31から1/3までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

## (指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 課題の分析について使用する課題分析の方法は独自方式を用いる。
- (2) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

- 2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
  - (1) 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
  - (2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
  - (3) 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
  - (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
  - (5) 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
  - (6) 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
  - (7) 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
  - (8) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
  - (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。  
利用者状況に応じて、サービス担当者会議などで主治医・サービス事業所から合意、利用者同意の上で、オンラインツールの活用により2か月一度電話でモニタリングを行う。
- 3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- 4 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。  
なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。  
通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり50円。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、中区、西区、南区、港南区、磯子区（南区・港南区・磯子区については一部地域）とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（相談・苦情対応）

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第 10 条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

(虐待の防止)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 6 身体拘束に関する事項
  - ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
  - ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
  - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第 12 条 事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずる。

- (1) 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発・研修等
- (2) 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他原ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続計画 (BCP) の策定等)

第 13 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 か月以内
  - 二 継続研修 年 2 回
- また、資質向上のために、適時研修の機会を提供するものとする。

- 2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 利用者または家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスについてテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとします。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

## 附則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日からから施行する。

この規定は平成 18 年 10 月から一部変更し施行する。

この規定は平成 19 年 3 月 1 日から一部変更し施行する。

この規定は平成 30 年 11 月 16 日から一部変更し施行する。

この規定は令和 3 年 10 月 1 日より一部変更し施行する。(職員の職種、員数及び勤務内容)

この規定は令和 4 年 6 月より一部変更し施行する。(職員の職種、員数及び勤務内容)

この規定は令和 6 年 4 月より一部変更し施行する。(通常の事業の実施地域、虐待の防止、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、業務継続計画 (BCP) の策定等)